

第 6574 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 2日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 年末調整の対象になる中途退職者

**Q** : 年の中途に退職した人でも年末調整の対象になる人がいると聞きました。どういう人ですか？

**A** : 次のような人が対象になります。

### 【解説】

年末調整は、本年中に支払の確定した給与の総額を対象として行うものですから、年の中途で退職した者については、原則として年末調整を行わないのですが、次の者については、退職後に他の支払者から給与の支給を受けることはないと考えられることから、例外的に退職時に年末調整を行うこととなっています。

- ① 死亡により退職した人
- ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後その年中に給与等の支払を受けることとなっていない人
- ③ 12月に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人
- ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます)

ただし、年末調整を行うのは、退職時において、「扶養控除等申告書」を提出している人に限られます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】